

ジョルジュ・ルフェーヴルの《農民革命》について

湯村, 武人

<https://doi.org/10.15017/4475296>

出版情報：経済學研究. 47 (5/6), pp.1-22, 1983-03-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

ジョルジュ・ルフェーヴルの《農民革命》 について

湯 村 武 人

(一)

ジョルジュ・ルフェーヴル (Georges Le-fèvre) の名著『89年』(Quatre-Vingt-Neuf)¹⁾ が、第1部貴族の革命、第2部ブルジョワの革命、第3部民衆の革命、第4部農民の革命という編別をもって構成されており、このことは、彼ルフェーヴルがフランス革命を単一の革命ではなく、その中に幾つもの自律的な革命が組み合わされた複合的な革命と見做していたことを意味することは、広く認められているところである。さらに、就中この《農民革命》なる範疇を明確に打ち出したことが、ルフェーヴルのフランス革命史への決定的な貢献であるとされている。かくして、高橋幸八郎氏は、この本の邦訳書の冒頭に掲げた「序文」の中で、「フランス革命の研究史において《農民革命》という範疇が初めて出てきたということは、農業＝土地問題こそが市民革命の核心であるという問題意識が初めて歴史家のものになったということ」を示すものであると賞讃されている。

然し乍ら《農民革命》は、この『89年』と題する著作においてはまだそれほど明確には提示されていないのだが、ルフェーヴルによって、もう1つの重要な側面、すなわち「反資本主義的な傾向を帯び」という側面をもつものとし

て提示されている。そして、以下本稿において取上げるのは、《農民革命》のもつこのような側面が、大革命以後のフランス農村の近代化に果してどのようなかわり方を持っていたか、という点の究明である。

(二)

ルフェーヴルは、1932年10月に「フランス革命研究センター」(Centre d'études de la Révolution française) で行なったその講演「フランス革命と農民」(La Révolution française et les paysans) の中で、彼のいわゆる「農民革命の自律性」について述べ、その特徴を次のようにその「反資本主義的な傾向」に求めている。

「一般にフランス革命の土地改革——国有財産の売却と共有地の分配による土地所有者の増加や、共同体的諸権利の制限と耕作・商業の自由の宣言による所有権の拡大——は、農民の完全な支持をえたというふうに暗黙裡に認められている。このことは無条件とはいえないが、大借地農業者やなにがしかの広い土地をもつ土地所有農民については当てはまる。だが、小土地所有農民・小借地農民、分益小作農民の群やプロレタリアートたる多数の日雇いについては、この考えが支持し難いものであることを、私は以前に証明したことがある。これらの農民たちは無償でか、定期賦課金払いでか、あるいはせいぜい僅かの買取り価格で、各人が国有財産の

1) 邦訳は高橋幸八郎・柴田三千雄・遅塚忠窮共訳『1789年—フランス革命序説』(昭和50年、岩波書店)。

一部を獲得できるよう望んでいた。そして特に、彼らは共同体的諸権利と規制、すなわち前資本主義的な経済的・社会的様式にしがみついていた。単に惰性によるためばかりではなく、農業の資本主義的進化が彼らの存在状態を悪化させるからであった。生れつつある資本主義への共鳴は農民層の裡におけるよりも特権者層——特にその最も富裕な層——の裡にはるかに多く見出すことができたであろう。農民層は、領主に反抗して蜂起したのみでなく、アンシアン・レジームが奪いはじめた共同体的諸権利を奪還するため、アンシアン・レジームが宣言した穀物商業の自由を廃止するため、また、特権者層だけでなく大借地農業者やブルジョワに報復するために蜂起したのであった。²⁾

《農民革命》は、このように、もともとそれは些かも資本主義の樹立のために闘ったわけではなく、むしろ新しい経済秩序への敵対的な対応として生れるものとして提示される。かくしてそれは、当然にも、フランス革命によって実現された成果からある程度はみ出る傾向をもったのであって、ルフェーヴルは、彼のいわゆる「農民革命の自律性」を特にその点にこそ認めたのである。

「貧困諸階級が貴族層に対してあれほど激しく反抗したのは、ただ封建的秩序が彼らにとって常に重圧的であったためばかりでなく、資本主義的精神が貴族層自体の内に次第に浸透し、そのため封建制がますます耐え難くなったためでもあった。だからといって、資本主義が彼らに対していささかなりとも同情的であり彼らは

資本主義の樹立のために闘ったというわけでもなかった。こうして、新経済秩序の萌芽は敵対的な対応をひきおこすが、かえてこの対応それ自体が新経済秩序の勝利のための有利な条件を作り出すという結果になる。アンシアン・レジームが資本主義の発展に順応しようと努め、したがってブルジョワを満足させようと努めるにつれて、経済的見地からみれば、アンシアン・レジームは自己の没落を着々と準備することになったのである。³⁾

ルフェーヴルはさらに、前に引用した個所、すなわち、フランス革命の土地改革は、大借地農業者や土地所有農民は別として、小農民や分益農や日雇いたちの賛成を決して得られなかったとする個所に続けて、その理由を次のように説明している。

「《貧民》や貧しい耕作者が共同体的諸権利に依存してしか生存できなかったことを想起しなければならぬ。もちろん、暮しの楽な農民や富農も彼らと同様にその諸権利を享受していたし、通例的には彼ら以上にそれを享受していたが。この権利とは、収穫跡地や囲込まれていない牧草地への共同放牧、森林での《用益権》、共有地の利用、落穂拾い、切株権であった。これらの諸権利のうちの若干は、耕作の規制を伴わずには保持されることができなかった。たとえば、共同放牧は不可避免的に《耕地強制》(contrainte de soles)を惹起した。そのため牧草地の囲込みは禁止され、収穫や草刈りは《告示》に従って至る処で同時に行われた。また、普通の鎌(fauchille)を半円形の改良鎌(faux)に代えようとする者にとっては、落穂拾いや切株権はひどく不利益なものとなった。その上、小農民は主に自己消費のために耕作

2) G. Lefèbre, La Révolution française et les paysans, Cahiers de la Révolution française, No. 1, 1934. 邦訳、柴田三千雄、『フランス革命と農民』、未来社 1956年刊。邦訳書の18～19ページ。但し、後出の文章との統一のため、一部の訳語を修正させて貰った。

3) 柴田訳『フランス革命と農民』、54～55ページ。

し、都市の民衆と同じく周期的な飢饉のたびに身に泌みて感じさせられる《飢え》の恐怖におののいていたため、穀物生産を犠牲にする新農業の導入をきわめて不信の眼をもって迎えた。そして、都市の住民に劣らず、穀物の輸出・買占めやその価格高騰を招来するあらゆる措置のみでなく自由取引さえをも阻止せんと躍起になっていた。……要するに、彼らは資本主義的な意味での農業の転換に全力をあげて反対したのであった。

人々はあまり躊躇することなく、彼等を社会主義者とよぶかもしれない。……だが、この見解は誤りである。……近代の社会主義が分配のみでなく生産にも非常に関心を払っているのに反して、当時の農民は資本主義の発展を阻止することしか考えず、因習の内に閉じこもることを欲していた。彼らが関心を払ったのは生産よりも専ら分配の方であった。』⁴⁾

さらにルフェーヴルは、その『恐怖時代の農業問題』(Questions agraires au temps de la Terreur, 1954)の「結論」の章において、革命期の農村から提出された様々な請願書によってまとめ上げた、農村の下層民衆の理想社会像を、次のように取りまとめている。

「(そこでは)出来る限りすべての家族長が、国有財産と共有地との分割のお蔭で土地所有者になっているが、だからといって、彼らの所有地が平等になっているわけではない。何故なら、各人がその世襲地をそのまま持ち続けていたし、共有地は頭割りで、したがって構成人員数の多い家族に大変得になる方式で分割されたし、国有財産に関して言えば、一たん最少限の所有地が各人に保証されたあとは、農村民の大

多数が、疑いもなく、残っている部分の売却に対して自らの購入の意向を表明しているからである。

国有化されなかった大土地所有地は依然として無傷のままであったし、異議を挿しはさまれることはなかった。然し乍らそれは、その最大のもので云えども、1家族、但し、慣習的な人数の男女の年雇と、麦やぶどうの収穫時期にはそのほかに通常程度の人数の補助的労働者に手伝われた1家族に、慎ましやかな安楽さを保証しうる程度のものを超えるべきではない規模の諸経営に、強制的に分割された。地主は、止むを得ない場合にはこうした農場の1つを自分自身で経営することが出来るが、それ以上は認められないし、唯1つの農場と云えども管理人を使って管理することがないのが望ましい。経営の集中は一切禁じられている。それに反して、分割は可能であり、世論に好感をもたれ、若しもそれが法的に可能である場合には奨励もされる。地主は、その所有地を道理にかなった期間について、穏やかな小作料で、そしてまた、重大な理由なしにその前任者である旧小作人を追い出すようなことなしに、農民にむかって直接に貸付けねばならない。市町村当局、治安判事ないしは農村民の中から選ばれた仲裁人が小作契約の締結に関与し、その契約書の文言並びに精神を尊重させる。

土地所有権は、農村の住民の慣習的な観念に従って、実際には、依然としてバラバラに解体されたままである。すなわち、地主やその借地農には収穫物、一番草及び精々のところ二番草が、共同体には収穫や草刈の後の休閑地や牧草地での刈跡地共同放牧権が、貧民には落穂拾い権や切株権が所属していたし、森林、空地、沼沢地での利用権が尊重されていた。一切の農業

4) 柴田訳、『フランス革命と農民』、27～29ページ。

上の変革は、たとえそれがあつた1つの作物や生産物を別のものに取替えようとする場合にしろ、こうした共同体的諸権利を尊重し、共同体の同意を前提としなければならない。

換言すれば、農民たちの大部分は、農業の商業的及び資本家的な方向への変革に、それが少くとも最初は少数者をしか利せず、他の人々の生活の手段を狭げめるといふ理由から、喜んで足枷をはめた。農民は、販売を目的に生産することよりもむしろ、その糊口の資を確保することを求めた。ないしは、若しも人々がこうした云い方のほうを好むとすれば、生産よりもむしろ分配のほうに関心をもっていた。⁵⁾

(三)

柴田三千雄氏の論文「封建的土地所有の解体——フランスのばあい——」（大塚・高橋・松田共編『西洋経済史講座』IV、岩波書店、昭和35年刊所収）は、従来のフランス革命史研究の系譜として、(1) ルチスキー、タルレ、カレイエフなどの帝制ロシア末期の歴史家に見られる、自国の不徹底な土地改革とフランス革命のそれとを比較して、後者の基本的意義としてその徹底的な反領主制的性格を認めるものと、(2) オーラル、サニャック、セエ、カロースと続いてルフェーヴルに至って最高水準に達したフランス本国の共和主義的革命史学であつて、フランス革命における民主主義の伝統、換言すれば、93～94年段階に最高度に発揚された社会的デモクラシーをその基調的な問題意識とし、「したがつて、反封建的性格と同時に反資本主義的性格をも強調する」ものとがあつたとし、次のように述べている。

「以上のような問題意識の質を異にする2つの系譜に立脚してフランス革命における《農民革命》の問題に対する時、その論点は次のように整理されてくる。すなわち、農民解放と農民的（平等）土地再分配を志向する農民革命は、基本的には決して農業の資本主義化を否定するものではなく、むしろ封建的な阻害条件を一掃することによって、その進化を新しい軌道の上にのせる役割を果すものであるが、個々の《農民革命》がとる歴史的形態はその特殊な前提条件——封建的土地所有の構造や近代的進化の規模・形態——に応じてさまざまとなりうる。そして、この形態は土地改革の政策決定をめぐる革命的諸勢力の配置の在り方、換言すれば指導・同盟関係の在り方によって規定されるのであり、この点からみれば、フランス革命はロシア革命ないし第2次大戦後の東欧諸国の諸改革と歴史的な性格を全く異にするといわなければならない。したがつて、何故にフランス革命では、17世紀のイギリス革命と異なつて、社会的デモクラシーを旨とする農民革命の契機が内在しているのか、そして、その契機が革命の全体的構図の内ではいかなる位置を占めているのかが問われなければならないのである。⁶⁾

確かに、フランス革命が対比されるべきものはロシア革命の第2次大戦後の東欧諸国の諸改革ではなくて、17世紀のイギリス革命である。この点は柴田氏の言われる通りであるが、今日ルフェーヴルの論文が問題にされるのはそうした点についてはないであろう。柴田氏は、「反封建的性格と同時に反資本主義的性格」をもつ農民革命の問題点を指摘したルフェーヴルの見解を折角取り上げておきながら、「基本的

5) G. Lefebvre, Questions agraires au temps de la Terreur, 1954. pp. 128-129.

6) 大塚・高橋・松田共編、『西洋経済史講座』IV、36ページ。

には決して農業の資本主義化を否定しうるものではなく、むしろ封建的な阻害条件を一掃することによって、その進化を新しい軌道の上にのせる」と楽観的な見解を示されている。然し大革命後のフランスは、事實は、そうした《農民革命》によって「封建的な阻害条件を一掃」したにも拘わらず、「その進化を新しい軌道の上にのせる」ことに甚しい遅れを経験したわけであって、既存の理論と歴史的事実との間のそうした矛盾を解明することこそが、今日われわれにその解決を委ねられている課題であるのである。

(四)

パリ大学の「フランス革命史」講座の現在の担当者であるアルベール・ソブール (Albert Soboul) 教授が、われわれが前の第(二)節でみておいたその師ジョルジュ・ルフェーヴルの研究成果と方法とを継承し発展させて、そのフランス大革命史の研究を前進させていることは、広く知られているところである。

ところがこのソブール教授は、1976年に刊行されたその論文集『1789～1848年革命の農民問題』(Problèmes paysannes de la révolution 1789-1848) に収められている論文「ジョルジュ・ルフェーヴルと大革命の農業史」(Georges Lefèvre et l'histoire agraire de la Révolution. Extrait de «Georges Lefèvre (1874-1959). Pour le centième anniversaire de sa naissance», *Annals historiques de la Révolution française*, 1975) に至って、その見解を大幅に変えている。すなわちソブールは、この論文の中で、彼の師ルフェーヴルがそのいわゆる《農民革命》について述べていた上記の「反資本主義的性

格」の問題を取上げ、それを正しく理解するためには、それを封建制度から資本主義への移行についてのマルクスの理論との関連において考察することが必要であると、次のように述べている。

「ジョルジュ・ルフェーヴルは書いている、《これらの人々(湯村注、小土地所有農民、小借地農民、分益小作農民、日雇労働者、人夫たち)は過去の方角をむいていた。彼らは過去を維持したり再建したりすることを欲した。ないしは、こうした言い方のほうが良ければ、彼らとその理想の都市を建設するに当って、過去から借りてきた諸要素を以ってした。彼らの精神状態の中には、疑問の余地なく明白に、革新的熱意よりもむしろ保守主義や因習があった。》ジョルジュ・ルフェーヴルは、農民の平等主義に経済的には逆行的な内容を与えた。

幅広い史料的な基礎に依拠した理論的な反省が、こうした展望をひっくり返すことを可能にしないであろうか？ まず始めに、小農民階層の革命的役割の問題は、もっと幅広い枠組を持った問題、すなわち、古い社会から新しい社会への、つまり封建制から資本主義への移行に際しての経路のその枠組にはまることに注目しよう。その『資本主義発展の研究』(Studies in the Development of Capitalism)の中で、モーリス・ドブ (M. Dobb) は、資本家的生産様式の発達に対する諸障碍をうち砕いた社会的諸力は、大地主と商業的上級ブルジョワジーとの寡頭政治に対立した商品生産者階層である、小・中のブルジョワジーと独立的な農民階層とから由来したことを示した。これこそが『資本論』3巻(第20章)でマルクスによって提出された問題提起によるところの《現実に革命的な道》である。……

A. アド (A. Ado) が 1971 年に発表した彼の論文「フランス革命期の農民運動」(Le Mouvement paysan pendant la Révolution française) の結論で述べている考察もまた、それと同じ線上に位置している。彼アドは、若しも 19 世紀における資本家的経済の発達が、フランス農業の中に人々が知っているような消極的諸側面を提示したとすれば、そのことは、共同体的諸権利や伝統的な共同体を護ろうとする、僅かばかりの地片しか所有しない農民や全く土地所有から排除されている農民たちの努力のせいではなく、その当時に商品生産の発達の為の広大な基礎を構成していたところの、小・中の土地所有の強化を目指した農民たちの闘争が、不充分であったことの結果によるものであると理解した。A. アドは、農民たちの反資本家的願望の主観的性格と、彼らの闘争の、歴史的に言えば客観的内容との間の矛盾を強調する。若しも農民階層のうちの最も急進的な部分が勝利を占めていたなら、彼ら小・貧農階級は大借地農業者たちの資本主義に打撃を加えただろうが、同時に、さらに一段と大きい打撃を守旧的なタイプの大土地所有に与えたであろう、ということは疑問の余地がない。彼ら小・貧農階級は小・中の生産者を利する形での土地所有の再編成を行なっただろうし、そのことは急速な資本家的発達の出発になったであろう。すなわち、競争と集中が大多数の者の破壊を激しい速度でもたらし、生産者農民の大群の内奥から資本家が浮び上ってきたことであろう。

かくして、《フランスの道》の特性が明らかになる。19世紀のフランス農村において資本主義が急速に発達する為には、資本主義の自由な発展の為の契機及び条件としての、独立的

な小・中の生産部門のもっと大規模な発展、分益農や零細小作農によって経営される守旧的な大土地所有を犠牲にした土地所有関係の全体的な変革、が必要であったであろう。19世紀のフランス農業における資本主義発達の消極的諸側面は、小農民階級がジョルジュ・ルフェーヴルが断定したようにブルジョワ革命に向って無理強いすることの出来たこと、すなわち農村共同体を永続させたことからよりもむしろ、彼ら小農民階級がブルジョワ革命から大土地所有の破壊と地代の消滅とをむしり取り得なかったことに由来する。この意味で、ジョルジュ・ルフェーヴルによって強調されたような、ブルジョワ革命の枠組内での農民革命の自律性は、もはや存在理由をもたないであろう。農民革命は、ブルジョワ革命の可能な諸変異の1つの表現でしかないであろう。フランスにおける資本主義のそれ以後の遅れは、したがって、農民革命の不完全な性質に、農民大衆がその《革命的な道》をトコトンまで追求し得なかったことに、負わされねばならない。⁷⁾

(五)

パリ大学の「フランス革命史研究所」(Institut d'histoire de la Révolution française) で上記 アルベール・ソプールの指導の下にピカルディ農村の研究を行ったフロランス・ゴーチエ (Florence Gauthier) によって、『フランス革命における農民の道、ピカルディ地方の事例』(La voie paysanne dans la révolution française, l'exemple picard)

7) Georges Lefèbre et l'histoire agraire de la Révolution. Extrait de 《Georges Lefèbre (1874-1959). Pour le centième anniversaire de sa naissance》, Annales historiques de la Révolution française, 1975. pp. 438-439.

と題する著作が、1977年に公刊された。この本は、おそらく前節でみた A. アドの論文の影響を強く受けていると推測されるが、それ自体としても十分な検討に値すると思われるので、以下、その見解の大要を見て行くことにする。

この著作の「序論」において、著者はまず、研究の目的を次のように提示する。

「以下に提示する著作は、18世紀末のフランス農村における資本主義発達の農民的な道の役割と実現の可能性、及び大革命の中に占めるその重みを明らかにすることに努めている。研究は、旧制度下にはピカルディ州に属していたソムム (la Somme) 県について行われている。

提起されている問題はきわめて広汎であるが、われわれは、研究対象になっている地方では殆んど全面的に農民階級的手中に握られていたところの、生産の枠組 (le cadre de la production) としての共同体的農業組織、の視角からそれを研究することに限定した。この枠組の内部には、零細な農民経営と並んで小規模の商品生産が、ないしはさらに資本家的な型の大規模経営さえもが、共存していた。この研究の関心は、共同体的農業組織のもつ諸問題を考え直すことであった。つまり、それはフランス農村の内部における資本主義の発達にとってブレーキになったのか、それともそうではなかったのか、という問題である。この問題は、一方では重農学派が共同体的農業組織に対して行った根本的な批判の、他方ではそうした共同体的農業組織こそが旧制度の最後の数十年間における激烈な闘争の賭金であったという事実の、諸理由を解明しようと試みるに当たっての、われわれの関心の中核を構成していた。そして結局は、大革命が終った時点ではこうした共同体的農業組織が再強化されていたことが確認されて

いる。こうした現実には、農民革命に関するとりわけフランスでの歴史叙述が、そのことを、尤も多少とも暗々裡にだが、再び重農学派の批判に立ち戻って常に認めていたと思われるように、全体としては農民運動の逆行的な側面と見做し続けることが可能であろうか？ そこにこそ、明確に答えねばならぬ問題がある。共同体的農業組織は資本主義の発達にとってのブレーキであったと見做される場合、人々はそれを、暗々裡に、資本家的生産様式と矛盾する1つの生産形態と見做している。けれども、事實は、共同体的農業組織は決して1つの生産形態ではなかったし、それは唯単に、その内部に様々な生産形態が共存している生産の枠組でしかなかった。このことを正確に認識すれば、問題をもっと正確に提起することが出来る。共存しているこれら様々な生産形態は、相互に矛盾対立する関係にあるのか？ 共存する生産諸形態の具体的な研究だけが、こうした問題に答えることを許すであろう。」⁸⁾

同書は、以下、「大革命前夜におけるピカルディ地方諸村落の社会構造」と題する第1部、「18世紀における土地収奪に対する農民階級の闘争」と題する第2部、「大革命期間中における農民階級によるその労働諸手段の回復運動・共同体的農業組織の再建」と題する第3部という順序で、約200頁余の紙幅を費やした入念な実証的分析を展開するが、そうした分析の結果として導き出される結論それ自体を、まず端的に提出しておこう。

第2部第5章の末尾に置かれた「結論」が次のように述べている。

「G. ルフェーヴルは、フランス大革命期の

8) Florence Gautier, *La voie paysanne dans la révolution française, l'exemple picard.* p. 23.

農民大衆の運動を反資本家的なものとして、従って、反動的なものと性格づけた。G. ルフェーヴルは、封建的諸権利に庇護されて行われる領主所領 (la seigneurie) の発達を過大に評価し、そうした発達はイギリスの模範に従ってのみ行われ得るという意味で、資本主義の発達の既存の唯一の道と見做したように思われる。若しも農民の運動がそれに対立したとすれば、それはその事実によって反資本家的であり、したがって反動的であった。けれども、ピカルディの事例は、唯単に農民だけが固有の意味での生産者であった上に、農民階級の上部諸階層は大規模所有地 (la grande propriété) とは独立に大経営を発達させていたことを示した。この事実によって、農民階級は、農民階級こそが、封建的諸拘束からの解放を基礎にした資本主義の発達の道の持参人であったことを、証明した。農民的反資本主義を、封建制から資本主義への移行の2つの道の間の、結局は王室の政策を失敗させることになった激しい階級闘争の枠組の中に配置し直してみると、農民階級は、資本主義一般に対立したわけではなく、領主の利益における資本主義の形態に対立したのだ、ということが明かになる。それはG. ルフェーヴルの立場とは明白に異なり、微妙な差異を作るものである。

重農学派による諸改革の結局は失敗に終わった試みと共に、人々は大革命前夜における主要矛盾の転位 (un déplacement de la contradiction principale) に立ち会う。重農学派の諸改革が行われた時期には、地主としての領主を資本主義の発達の一翼を担うものとして自らに統合することが、総体としての農民の道に対立していた。資本主義の発達の2つの道の間のこうした闘争が主要矛盾を代表しており、その

結果、封建制と資本主義との間の根本的な対立は掩い隠されていた。けれども、そうした諸改革の失敗は、やがて、主要矛盾の転位をもたらすことになった。地主としての領主を自らに統合する道は、今や遠ざけられた。大革命の前夜になると、農民の道と封建的反動とがピカルディ農村の内部で直接に対峙し、封建制と資本主義との対立を赤裸々な姿で提示した。……

重農主義的政策の失敗は、既に大革命以前に、貴族ないしブルジョワからなる地主と農民階級の上部諸階層との間の可能な妥協の基礎を、根底から掘り崩していた。ピカルディにおける農村社会の特質は、既に見たように、まず最初には、土地所有者であると同時に経営者でもあり小規模の商品生産を発展させていた強力な農民階級の存在の中に、第2番目には、大経営は多くの場合大規模所有地に依存しておらず、そしてこのことが、大経営者に大地主との関係において比較的強力な経済的・政治的な自律性を賦与していたという事実の中に、そして第3番目には、大地主は彼らの支配から逸脱していた生産の枠組をコントロールすることに努力しなかったし、このことが、大規模所有地を大経営者が発達させていた資本家的生産様式に統合することを彼ら大地主たちに可能ならしめなかったという事実の中に、存在した。共同体的農業組織の破壊に対する農民大衆の強烈な反対が、この同じ組織の維持に同じように関心をもっていた農民階級の上部諸階層を引きずり、農村共同体の統一を実現したのである。」⁹⁾

さらに、第3部の末尾の「結論」では、次のように述べられている。

「G. ルフェーヴルは、農村共同体の強化を確認することによって、——尤も彼は、この強

9) F. Gautier, *ibid.*, pp. 128-129.

化を専ら下層の農民大衆の運動だけの成果に帰したのだが——、そのことから農民運動の退歩的側面を結論した。G. ルフェーヴルがこのような結論に導かれた理由の一半として、われわれは、おそらくは彼が農村共同体を暗々裡に1つの生産様式、而も小経営者だけに限定された生産様式と見做していた、という事情があったように思われる。然しわれわれは、農村共同体というものは1つの生産様式ではなく、農民階級の上部諸階層が発達させていた資本家的様式をその中を含む様々な生産諸形態がその内部に併存しているところの、農民的な生産の枠組であるということを、証明しようと試みた。そのうえに、共同体的農業組織の再強化は、下層農民大衆の運動だけの結果ではなくて、同様にまた、われわれが既に見ておいたように、富裕な農民たちの運動の結果でもあった。共有地分割運動の失敗もまた、その1つの説明であった。すなわち、富裕な農民たちは、共同放牧地及び共同体的諸権利という彼らの経営にとって必要不可欠な補助物が消滅するのをそのまま見送ることを容認しなかったが故に、その分割を拒否したのである。それ故に、共同体的農業組織の再強化は退行的であったと今なお認めることは、困難であるように思われる。それどころかそれは、農民たちの大地主に対する独立の確認の表現であった。このことは、富裕な農民の水準における大革命の2つの成果の間に確認する必要があると思われる結び付きによって、明かになる。この2つの成果とは、1つは共同体的農業組織という生産の枠組の富裕な農民の手によるコントロールの再強化であったし、他の1つは大地主から独立することを目的に土地の購入によって私的土地所有に接近しようとする彼ら富裕農民たちの意欲であった。かくして、

大革命が終った時点で明確になっていた農村における資本主義発達の道は、民主的な道であったが、この道は、それが主として農民階級の上部諸階層の利益に呼応するものであった限りにおいて、その穏健な様相におけるものであった。農民運動は、その全体としては強力な大衆運動によって押し進められて行き、地主としての領主を自らに統合する道に対抗して、民主的な道を押し付けることを可能にした。封建的な地代及び土地独占に反対する闘争は、その結果として、旧制度時代に領主の上級所有権に服していた土地や共有地の取戻しや、僧族財産の収奪と亡命貴族財産の売却やを手段として、大地主の力を著しく弱体化した。然し乍ら、下層農民大衆の運動がその持参人であり土地独占の無力化をその目的としていた民主的な道の基本的な側面は、失敗した。このことが、民主的な道に、その完全な、部分的な、未完成の性格を与えた。専ら地代取得を目的とする大土地所有は弱体化されたが、排除されはしなかった。農民階級の中の富裕な諸階層は——大衆の運動とは反対に——地代批判を徹底的に押し進めることを敢えてしなかったし、——最善の場合にも——土地を取得して自分自身が地主になることだけに解決を見出した。¹⁰⁾

(六)

かくして、G. ルフェーヴルの《農民革命》論に対するF. ゴーティエの批判は、次のように整理することが出来る。

(1) イギリスにおける資本主義の発達は、地主としての領主を自らに統合する道を辿っておこなわれたが、フランスにおいては、重農学派の諸改革が失敗に終わったことが明確に教える

10) F. Guatier, *ibid*, pp. 209-210.

ように、そうした貴族ないしブルジョワからなる地主と農民階級の上部諸階層との間の妥協を可能にするための基礎が缺けていた。したがって、フランス社会の近代化は、イギリス社会のそれとは違って、総体としての農民の道が封建的反動に直接に対峙し、封建制と資本主義とが赤裸々な姿で対立するという形態において行われざるをえなかった。

(2) 共同体的農業組織というものは、G. ルフェーヴルの理解とは違って、決して1つの生産様式ではなく、農民階級の上部諸階層が発達させていた資本家的生産様式をもその中に含む様々な生産諸形態がその内部に併存しているところの、農民的な生産の枠組に外ならない。したがって、共同体的農業組織の再強化は、ルフェーヴルの考えるようにそのことが直ちに資本主義一般の発達に対立するものではなく、事実上逆に、それはむしろ、富裕な農民層が地主からの独立を確保するのに必要とした手段であった。

× × ×

以下、このようなF. ゴーティエの諸見解のうち、その主な論点についてだけでももう少し詳細に検討しておくことにする。

F. ゴーティエは、まず、イギリスにおける資本家的社会成立の経緯について、次のように述べている。

「イギリスは、農業内部の基礎として小規模の商品生産をもっているところの、資本主義の内発的発展を経験した。独立的農民階級であるヨーマンリが、農村社会の上位の階層を代表していた。1660～1688年のイギリス革命は、彼らの土地独占を強化し、そうすることによって自分自身を資本主義の発達に統合させていた、地主たちを利するものによっていった。封建的な

遺物である土地独占の強化が、中・小の農民階級からの土地収奪を可能にした。かくして、イギリス革命が終った時点では、農民的な道はその発達の中で停止せしめられていたが、近代的な農業を推進する能力をもった借地農業者階級をうみ出すことによって農業的資本主義発達の諸条件を提供したそうした道が、基礎になっていた。封建的な地代の資本家的地代への変革は、主として資本家的借地農業者の事業であった。それは地代の相対的な低下に通じ合うものだが、そうしたことは、他方で彼等が所有地の集中と農場規模の拡大とに成功したその限度内では、彼等の受容するところとはなり得なかった。このことは小・中農民階級からの大量の土地収奪を意味した。この道は、封建的地代から資本家的地代への移行の犠牲を最終的に負担した下層農民大衆に対抗する為めの、資本家的借地農業者と地主との同盟を必然ならしめた。

要するに、イギリスの道はその身に二重の側面をまとっていた。資本家的借地農業者の存在は、農村におけるイギリス革命の主たる側面であった資本家的生産様式の発達を可能にした。けれども、過去の遺物が存続せしめられた。すなわち、イギリス革命にその保守的側面を与えたところの、ジョレスが強調した、封建的遺産である土地の独占。」¹¹⁾

F. ゴーティエのこうした見解は、例えばA. ソプールの論文「現代世界史における革命」(高橋・柴田・遅塚共訳、『G. ルフェーヴル、1789年——フランス革命序論』、岩波書店、に収録)や、竹内幹敏氏の論文「市民革命の農業土地問題——イギリスのばあい」(大塚・高橋・松田共編、『西洋経済史講座』、第IV巻、岩波書店に収録)に照しても、今日ではほぼ一般的に

11) F. Gautier, *ibid.*, pp. 17-18.

認められているところであろう。

すなわち、ソブールは云う。――

「フランス革命にくらべれば、イギリス革命は遙かになまぬい革命であった。ジョレスがその『フランス革命の社会主義的歴史』のなかで使っている表現を借りるならば、フランス革命が《広くブルジョワ的でデモクラティックな》革命であるのにたいして、イギリス革命は、《狭くブルジョワ的で保守的な革命》にとどまっている。……こうしたイギリス革命の保守的性格がどこに由来するのかをたずねてみれば、それは、農村の内部から生まれたイギリス資本主義が、《ジェントリー》層を、すでに革命以前から資本主義的な利益の配分にあずかる階層にしてしまっていた、ということのなかに求められるであろう。」¹²⁾

また、竹内論文は云う。――

「地主のブルジョア化の進展という事実は、17世紀の市民革命——ピュリタン革命と名誉革命——の特質をあきらかにするうえで、きわめて重要な点である。イギリス市民革命においては、農民層の過半数をしめるコピーホルダーは、完全に自由な土地所有農民として解放されなかったし、また没収〔土地〕財産は、小土地所有農民の増加にやくだつように配分されなかった。農業＝土地問題処理のこの特徴から、イギリス市民革命の《保守的性格》が生まれたが、この《保守的性格》なるものは、地主のブルジョア化の進展という事実と、密接なかんねんをもっていたとおもわれる。なぜならこの革命においては、封建的諸負担からの農民解放という側面よりも、近代地主層が産業資本家と同盟して、農民層収奪と産業資本展開の制度的諸

条件を確立するという側面が、前面にだされることになったからである。」¹³⁾

(七)

他方で、大革命を間近かに控えた18世紀末のフランスの状況はどうであったか。F. ゴーティエは、その著書の第2部第5章の「重農主義的諸改革の失敗、または王国の危機に対する最後の解決策の失敗」と題する節において、次のように述べている。

「農業の発達は、何よりもまず、新しい輪作方式を創始することによって休閑地を耕作するという問題と、家畜飼育及び肥料の問題とに結びついていた。……英国の迎った発達の光に照らしてこれらの問題を研究した農学者や重農主義者たちは、農業の発達を共同体的農業組織の破壊に結びつけた。彼らによれば、前者は後者なしには進行できない。発達は、イギリスでは、じじつ、その必然的帰結としての小・中の農民階層と共同体的組織との消滅を随伴したところの、土地所有の集中を基礎にして実現された。地主たちは、大規模所有地と大経営とを一致させることに成功した。これこそが、借地農業者たちがその中で資本家的生産様式を発達させたところの枠組であった。重農学派は、イギリスの提供したモデルに従った、換言すれば地主たちを自らに統合する特有の道に沿った資本主義の発達に忠実であった。けれども、フランスにおける推移は、イギリス社会におけるとは異った形態をとった。ピカルディにおいては、大規模所有地と大経営とは一致していなかった。大経営が形成されたのは主として経営者たちの創意によってであり、地主たちのそれによ

12) 高田・柴田・遅塚共訳、『G. ルフェーヴル、1789—フランス革命序論』に収録。341ページ。

13) 大塚・高橋・松田共編、『西洋経済史講座』IV巻、12ページ。

ってではなかった。重農学派はフランスの現実から出発することを《忘れた》。彼らは、イギリスにおける発達から唯一つのこと、つまり、共同体的農業組織の破壊という、彼らによれば農業発達の基礎であり、彼らがその後で遂行して行くが結局は峻烈な失敗に終わった激烈な闘争の賭金となったもの、だけをしか引出さなかった。」¹⁴⁾

さらに、同じく第2部第5章の末尾に付せられた「結論」の節に云う。

「旧制度の最後の数十年間に企てられた重農学派精神に基づく諸改革は、生産の均衡とそれを脅かす封建的反動との間の矛盾に出口を見出すための、王国政府の側からの現実的試み以外のもではなかった。これらの諸改革は、生産を大規模所有地に従属させることによって、換言すれば、地主としての領主を自らに統合することによって、資本主義発達の農民の道にもう1つの道を対抗させることを目的としていた。闘争の賭金は、まさしく、生産の枠組であった。すなわち、果して地主としての領主が、大規模所有地と大経営とを一致させることに成功し、そうすることによって、大経営者によって発達せしめられていた生産の枠組をコントロールするか、それとも農民階級が、彼らが創り出して豊かなものに仕上げていた枠組、すなわち共同体的農業組織を維持存続せしめるか。根本の問題は、その何れの場合にも生産者の手に握られていたところの生産の問題ではなくて、むしろ生産の枠組のコントロールのそれであったことは明白である。これらの大地主は定義上生産者ではないわけだから、一方では土地独占の強化という、他方では生産の枠組のコントロールという方策によってしか、資本家的な大経営

者たちが発展させていた生産様式に統合され得なかった。これら2つの側面は必ずしも相互に依存し合っていないということは、理解されよう。重農主義的諸改革の失敗は、王国を、その存在の最後の20年間に、真の袋小路に追い込んだ。州行政は、既に見ておいたように、一方では農民階級の上部諸階層を優遇し他方では封建的反動を緩和するその政策に立ち戻った。旧制度はフランス社会の根本的矛盾を解決する能力のないことを顕かにした。

重農学派の諸改革は、地主としての領主を自らに統合するための試みであったが、依拠すべき現実的基礎を缺いていた。そしてその理由の大部分は、大多数の領主はその地代を増やすことだけに関心をもち、自分たちの利益は生産をコントロールしたり発達させたりすることであるということを理解しなかった、という点にある。重農学派の諸改革の失敗は次のような問題を課す。すなわち、封建的諸権利に庇護されての領主所領 (la seigneurie) の発達は、必然的に農業における生産様式の資本家的変革に到達しただろうか？ これらの諸改革は、明らかに、イギリスが提示した道を強制するための試みであった。ところがそれは、部分的には、彼らの開明的な擁護者であった重農主義者たちが彼らに吹き送った新しい諸条件に適應する上で、領主たちの無能力が原因で、完全に失敗した。領主たちが自分たちの利害について自覚をもつようになるためには、疑いもなく、さらに数十年を待たねばならなかった！」¹⁵⁾

(八)

F. ゴーティエのこうした見解が、その前提として、彼女がその著書の第1部「ピカルディ

14) F. Gautier, *ibid*, pp. 112-113.

15) F. Gautier, *ibid*, pp. 127-128.

地方諸村落の社会構造」において展開している実証的な分析をもっていることは、明白である。

それによれば、18世紀のピカルディ農村においては、農村民の3/4が大なり小なりの経営者であって、而も、その中の大耕作者と云えども、その経営する農場は村落内に散在する数多くの耕地片の集積体から成り立っており、イギリスにおけるように、村落の耕地から独立した形で存在する領主農場の借地農業者ではなかった。

「富裕な農民の全体について述べると、一纏まりになった農場、すなわち、大地主の意志によって構築された《領主制農場》は、依然として例外的であったことが確認され得る。……アミアン周辺地域では、一般に、大経営を構築するイニシアティブは大経営者自身に属しており、地主には属していなかったことが明白であるように思える。コンティ村の2人の借地農業者を別にすれば、研究対象とされた15の村落の大経営者たちの全部が、彼らの経営を構成する土地の一部を既に所有し、その自己所有地を様々な地主から多数の小作地を借受けることによって広げていたのであって、こうした事実の結果として、専ら地代の取得だけしか考えない地主たちから、比較的にみてそれだけ強く独立していた。」¹⁶⁾

従って、フランスの大耕作者は、イギリスの借地農業者とは比較にならぬほど強固に、村落内の共同体的農業組織に組込まれていたと見做されねばならないのだが、それにも拘わらず彼らは、イギリスの借地農業者たちとは違って、必ずしもそうした共同体的農業組織の消滅を願わず、むしろかえって、その破壊を企図する

「重農学派の諸改革」に抗して、それを擁護する態度をとった。そしてその理由は、ゴーティエによれば、次の如くである。

「重農学派の諸改革の失敗は、唯単に貧農たちの抵抗にのみよるものではなく、むしろ、共同体的農業組織の破壊を願った改革者たちの理論と経営者たちの現実の利害との間に存在した、完全な不適合性によるものであった。確かに、貧農たちを農業の発達犠牲にすることが耕作者たちの利益に合致する、ということがあり得た。耕作者たちは自分たちの利益を侵害する《貧民たち》の諸権利（落穂拾い権、切株権）の消滅に反対ではなかったし、それを制限することを試みた。然し乍ら、改革者たちの諸改革は、ただ単に《貧農たち》の利益だけでなく彼ら自身の利益にも触れることによって経営者全体の反対を産み出させ、彼ら経営者たちが全体が貧農や無産者のそれと合体して、共同体的農業組織を破壊するための諸勅令の実施を妨げた。諸改革のこうした失敗は王室の政策の後退となって具体化された。共有地に対する攻撃は停止され、入札政策が復活された。州行政当局は、刈跡地共同放牧権を廃止することが出来なかったので、それを制限することを企てた。1779年1月23日と1780年12月28日との両判決の執行を命じた高等法院の判決が、1785年11月30日にピカルディ州で公布された。それは様々な種類の家畜の宿营地指定(cantonnement)についての規則にかかわるものであった。これらの判決は、小家畜（鷺鳥、七面鳥及びその他の家禽）と羊を牧草地で草喰みさせることを禁じた。これは刈跡地共同放牧権への制限であり、牧草地を馬と牝牛だけに、換言すれば耕作者たちの役畜だけに割当てる政策に、幾分かは等しかった。貧農たちもまたしばしば牝

16) F. Gautier, *ibid*, p. 47.

牛を1頭所有していたが、多数の hertiers が牧草地から締め出されたわけである。《冬期には畜舎内で飼うが夏期には共同の羊群に預托する羊所有者を hertier と呼ばれる。herthe ないし herde, ピカルディ方言で hot という言葉は、小農 (ménagers) が所有する小集団の羊を意味する。》この判決は牧草地での刈跡地共同放牧権に大幅の制限を加えた。その実施は教区の役員たちに委ねられた。牧草地の地主、すなわち最も多くの場合領主や富裕農民であった牧草地の地主たちは、自分たちの利害に沿ってこの権利の制限を決定した。』¹⁷⁾

「ピカルディでは、囲い込みの権利が法制上は認められていた。……けれどもこの権利は、事実上は、牧草地や果樹園、つまり村落内に位置し 3月15日から果実が収穫されるまでの期間《保護され》ていた《握り込まれた土地》(terrs amasées) にしか、適用されなかった。……世襲地を囲い込む自由は、穀物以外の作物の栽培に当てられる地面にしか適用されなかった。固有の意味での圃場、すなわち麦畑の囲い込みは、ピカルディでは不可能であった。事実、今日なお見ることの出来る、幅狭く丈長い短冊型をした圃場と地片の散在とが、囲い込みを常軌を逸したものたらしめた。短冊型の圃場を囲い込もうとする場合に生じる地面の損失と膨大な費用、同じくまた通過権への隷属が、それを不可能にした。……

囲い込みは《カントン》(cantons) の外部に、つまり、共通の輪作方式に服している諸耕圃 (des soles) 全体からなる領域の外部に位置していた経営でしか、可能ではなかった。ところが、そうした孤立農場 (les écarts) は、この集村居住方式の地方では、依然としてなお

例外的であった。アブヴィルの知事代理 (le subdélégué) によって陳述された囲い込みの自由は、1つの抽象的な、麦畑には適用されることのない、そして最後に、経営者自身によって望まれることのなかった権利でしかなかった。囲い込みは、重農主義者たちの脳髓の中でしか《自由》の性格を帯びなかったし、事実上、生産者たちによって発達せしめられた農業組織に対立していた。ピカルディ州には、囲い込みが何らかのカテゴリの経営者によって要求されたことを示す文書は全く存在しない。それはまた告発されてもいないのであって、このことは、それが実際上は、圃場に関しては全く適用されていなかったことを証拠立てる。囲い込みの自由は刈跡地共同放牧権の廃止を意味した。耕地での刈跡地共同放牧権 (le champoyage), すなわち共同牧羊地での刈跡地共同放牧権と区別された、作物を収穫した後の圃場での刈跡地共同放牧が、その共有地を喪失していた半数以上のピカルディ地方諸村落にとって、唯一の牧羊地の形態を代表していた。経営者たちは、彼らがそうした慣習であることを望んだところの、そしてまた、いわば18世紀における彼らの合言葉であったところの俚諺《耕地なければ牧羊地なし》(Pas de labourage, pas de pâturage) を申し立てることによって、この権利を自分たちだけの利益に制限しようと試みた。このことは、収穫後の耕地での共同放牧の権利を、村内に居住し耕地を経営している村人だけに制限することを意味した。』¹⁸⁾

「共同体的農業組織を経済的発達に対するブレーキと見ることは、暗々裡にはそれを資本家的生産様式と敵対関係にある生産様式と見做すことであるが、事実はそうではない。資本家的

17) F. Gautier, *ibid*, pp. 121-122.

18) F. Gautier, *ibid*, pp. 118-119.

生産の発達に対する現実のブレーキは、まさしくは、封建的諸権利、封建的な土地独占、法外な小作料率、大量の租税、要するに、生産を窮屈にし、経営者たちがその利益を蓄積することを妨げ、農業から彼ら経営者たちがなしうる筈の再投資分を奪い去るところの、そしてまた、それを寄生的であると共に一般に不生産的である諸階級の奉仕や扶養に振り向けるところの、ありとあらゆる上前はねから由来した。而も、その上にさらに、共同体的農業組織に対する攻撃は、若しもそれが首尾よく達成された場合には、経営者たちから彼らの経営にとって必要不可欠な諸補充物を剝奪するという結果をもたらすであろう。休閒地の廃止は必ずしも困り込みをもたらさなかったし、こうした困り込みは、その上に、ピカルディの経営者たちによって拒絶されていた。休閒地の耕作もまた、同様に、必ずしも《désaisonnier》を、すなわち耕圃群 (saison) 毎の強制的輪作方式の廃止を義務づけなかった。なぜなら経営者たちは、新しい輪作制度に合意することが出来たからである。休閒されている耕地での刈跡地共同放牧は何ら不都合ではなかったどころか、むしろ、すべての経営者が支持する利益でさえあった。なぜならそれは、彼ら経営者に肥料の増加を得させることになったからである。さらに、休閒されている耕地での家畜の宿营地割当の正確な規則が、経営者たちがそのやり方に寄せていた関心の大きさを証拠立てる。昼間の草喰みよりも、肥料を与えてくれる移動柵 (parc) に囲まれての夜間の方が、より細心に組織化されていた。ピカルディ地方の慣習は、すべての土地が同じ割合で肥料を貰えるように、家畜数は、移動柵が設けられる期間の開始から終了まで同じであることを要求した。慣習は、移動柵の期間

が短夜に始まった土地はその期間の終りには長夜の恩沢に与れる土地になり、そこでもまた同じような肥料の配分に与れるようになるという風に、短夜と長夜との間の交代を予測していた。

重農学派が共同体的農業組織を発達に対するブレーキと見做したことは、気紛れによるものではなく、1つの階級的選択であった。彼らにとっては、発達は大地主に役立つような形では行われ得なかったし、土地所有の集中と大経営との合致、換言すれば、イギリスにおける発達がそのことを示したように、農民階級からの土地収奪を意味していた。共同体的農業組織の破壊は、極めて具体的に、土地からの農民の追放と大経営者を強制して領主制農場を経営せしめる企図とを、意味していた。ところが、大規模所有地とは独立に経営を組織化することに成功していた（フランスの——湯村）大経営者は、大地主と彼らの土地独占とに服従する用意をしていなかった。最後に、フランスにおける大多数の領主たちは、彼らもまた同様に、生産の発達に心配りをする心用意を、たとえそれが自分たちの利益になるようにであろうとも、整えていなかった。領主たちが土地の集中運動に成功するのは見られた。けれども彼らは、定期小作制度 (le système de fermage) という、より近代的でより多くの収益をもたらす方式でそれを貸付けることだけに限り、その努力を生産の枠組の組織化に捧げることをしなかった。自分たちの利益が生産の発達に結びついているということを自覚していた極く少数の大地主と彼らのイデオログである重農学派とを除いて、如何なる社会階層も、イギリスの辿った道に沿った農業の発達を欲しなかった。かくして、イギリスの模範に従った発達の道は、経

済的及び社会的現実に応じなかったし、したがってまた、まさしく実現不可能に思われた。」¹⁹⁾

(九)

然し乍ら私は、上記のようなF. ゴーティエの見解に対して、少なからぬ疑問をもっている。

まず、共同体的農業組織は「生産様式」ではなくて「生産の枠組」に過ぎないという彼の見解は、そのまま認められ得るであろうか。「生産様式」という語は、より狭くは、直接的生産過程において労働の技術的及び社会的諸条件によって制約された《生産の仕方》ないし《生産の方法》の意味に用いられる」(青木書店刊『資本論辞典』の《生産様式》の項)という狭義の定義に従えば、ほぼその通りであろう。けれども、「社会の《生産力》はつねに《生産関係》の内部で運動する。この運動の仕方こそ、社会的生産の様式であり、《生産様式》である。そして、生産力の一定の発展段階には一定の生産関係が対応するのだから、この生産力と生産関係との歴史的対応によって、生産様式の歴史的に特殊な性格が決定される」(同上)、と述べられるより広義の定義に従えばどうであろうか。共同体的農業組織は「生産様式」そのものではないという根本的理解に変わりはないとしても、この場合にはそれを、「生産様式」の「歴史的に特殊な性格」を決定する重要な因子、すなわち「生産関係」の一部と見做すことが出来よう。「人間生活の物質的基礎の生産は社会的生産としておこなわれるのであり、この生産をおこなうにあたって人間のむすぶ社会的関係が《生産関係》である」(同上『資本論辞典』の

《生産関係》の項)という定義によれば、まさしくそれは「生産関係」の一部と見做すことが出来よう。

かくしてわれわれは、F. ゴーティエ自身が、さきに見たように、「(近代的)農業の発達」は、何よりもまず、新しい輪作方式を創始することによって休閑地を耕作するという問題と、家畜飼育及び肥料の問題に結びついていた」と述べていたことを想起せねばならない。そしてこの言葉は、ことの当然として、ただ単にイギリスの資本家的借地農業者に対してのみならず、基本的には、フランスの大耕作者に対しても妥当する筈のものである。それにも拘わらずフランスの大耕作者たちがそうした近代的農業の発達に障碍となる筈の共同体的農業組織をかえって擁護したとすれば、それは如何なる理由に基くのであろうか。

F. ゴーティエは、彼ら大耕作者たちはこうした共同体的農業組織を利用することによって、かえって、自分の経営する土地以外の土地(共有地や他の農民の経営地)においても自分の家畜を飼育することが出来たという利点にだけ注目しているが、この利点は、同時に、上記の引用文にいう「新しい輪作方式を創始することによって休閑地を耕作する」という、近代的農業の発達にとって最も重要な条件の実現を妨げないではおかないであろう。共同体的農業組織は、確かに、農業発達のある段階においては、上記のように、富農の経営にとってかえってプラスになり、彼らの蓄積を社会の犠牲において実現することを許すであろうが、農業の発達がそれ以上に高度化することが必要になる段階に至れば、当然にそれは重大な障碍となるべき筈のものである。

19) F. Gautier, *ibid.*, pp. 123-125.

念のため、サブレイキン著『イギリス農業革

命と農民運動』(福富正実訳, 未来社社会科学ゼミナール 37) によって, 共同体的農業組織をめぐる富農と貧農の関係をイギリスについて見れば, 事柄が共有地の利用に関する限り, 農業革命期以前(16世紀後半)のイギリスにおいても, 事情は18世紀末のフランスと同じであったことが知られる。

「小屋住農は, 共同体のしきたりによって, 共同体の牧場において乳牛を放牧することができたが, これは, 彼の家計にとって重要な補助をなすものであった。……それにもかかわらず, 地主や富める農民は, 共同体の牧場を自分たちの家畜でしばしばあふれさせ, 小屋住農が乳牛を放牧することを不可能にさせたのである。」²⁰⁾

そうだとすれば, このような共同体的農業組織について, イギリスの借地農業者にとっては近代的農業の発達 of 重大な障碍となるが, フランスの大耕作者の場合にはそうではない, という特別の事情でも考えることが出来るのであろうか。イギリスの借地農業者の農場が一般の農民地とは別個に大集塊状にまとめられた領主所領の一括借地という形で成立したのに対して, フランスの大耕作者のそれは, 村域内に散在して一般農民の耕地と交錯し合う幾つもの耕地片の集積体から構成されていた, ということがゴーティエによって指摘されていたが, そうした事情がそのような相異をもたらしたのであろうか。

そんなことは考えられない。なぜなら, その点はむしろ, 彼らフランスの大耕作者をして, イギリスの彼らの同輩におけるよりも激しく, 共同体的農業組織に反対の立場をとらせる筈の

ものだからである。なぜなら彼らは, 一般農民の経営する耕地群から離れて孤立的に存在した領主農場の経営者であったイギリスの借地農業者と違って, 村域内に一般農民の耕地群と混って存在する耕地群を経営しており, それだけに共同体的農業組織の諸拘束をより強度に受けるべき筈のものだからである。

そうだとすれば, フランスの大耕作者をしてそれにも拘わらず共同体的農業組織の擁護者たらしめたものは何か。端的に云って, わたしは, フランスの, とりわけピカルディ地方の農村における, 極端な牧草地不足であったと考えている。F. ゴーティエ自身が, フランスの大耕作者は, 「自分たちの利益を侵害し, 従って彼らがそれを制限することを試みたところの《貧農たち》の諸権利(落穂拾い権, 切株権)の消滅に反対ではなかった」が, 共有地分割政策や刈跡地共同放牧権の廃止やらが, 彼ら自身の家畜飼育を困難にすることを危やぶんだ, と述べていた。

彼はまた, その著書の第1部で, 次のようにも述べている。

「牧草地(les prés)は, 何よりも地理学的理由から, 例外的なものに止まっていた。台地上では余りに乾燥し過ぎるために自然牧草地の出現が可能でなく, 湿潤な河谷部分だけにしかそれは知られていなかった。……家畜の貧弱さ, そしてそれにもまして牧草地のそれが, 18世紀のピカルディを特徴づけていた。原則として両者を結合させていた農業制度の中での, 耕作と家畜飼育との不均衡が明白であった。この点からこそ, われわれが後で見ると, 家畜飼育の問題の中で共同体的諸権利と共同体的諸強制とが占めていた重要性が由来する。」²¹⁾

20) 20) サブリイキン著, 福富正実訳, 『イギリス農業革命と農民運動』(未来社, 社会科学ゼミナール 37), 77-78 ページ。

21) F. Gautier, *ibid*, pp. 34-35.

(十)

湯浅尅男著『フランス土地近代化史論』(木鐸社、1981年刊)が「共同体と農民層分解」と題して述べている次のような見解が、ここで、併せて検討されておくべきであろう。すなわち湯浅氏は、資本制生産様式の成立における共同体的諸規範の役割は二重であって、「共同体とは資本主義にとって桎梏であるが、同時に揺籃であった」とし、次の様に述べられている。

「ルフェーブルは共同体的諸権利について、《もちろん、暮しの楽な農民や富農も彼らと同様にその権利を享受していたし、通常は彼ら以上にそれを享受していたが》と事実への目くばりをおこないながらも、あくまでも、《貧農や貧しい耕作者が共同体的諸権利に依存することなしには生存することができなかつたことを想起しなければならない》、と生産ではなしに生計にアクセントを置いて共同体的諸権利＝諸規則の反資本制的桎梏としての意義に焦点を合わせているわけである。

これに対して、ペトロフが逆に生計ではなく生産にアクセントを置いて、つぎのように述べているのは注目に値する。すなわち、《共同体と耕地強制は、農村経済における平等的要素としては弱い姑息的手段にすぎなかつた。その真実の経済的重要性は豊かな農民の経済力の維持にあった。広い農地が与えられていたので、彼らの農業経営は未耕地(牧場、森林)の犠牲による耕地のますます烈しくなる増大からくる不利益な結果を最高度に感じていた。これらの未耕地は富農の経営を助けたのみならず、社会の費用で蓄積を実現することを許したのである》としているのは、きわめて秀れた発想であるとしなければなるまい。』²²⁾

湯浅氏がここで引用しているペトロフ云々というのは、ロシア人の歴史家ウージェーヌ・ペトロフ(Eugène Petrow)が「フランス革命史年報」(Annales Historiques de la Révolution Française)の1938年に発表した小論を指す。この小論は、ロシア語で書かれた彼の論文「フランス革命以前における共有地と農村共同体的諸強制」の、彼自身の手によるフランス語レジュメである。そして、このペトロフ自身の手になるレジュメは、湯浅氏が紹介されているものとその内容において微妙な違いをもっているように私には読み取られる。そこで、以下、関係部分を訳出しておこう。湯浅氏のそれと私のそれとでは、同じ文章についても訳文に若干の違いが出てくるのは止むを得ない。

「大革命以前のフランスのさまざまな地方における農業報告を検討すると、共有地、未墾地、及び農村共同体的諸強制の問題が、外延的な形態の農村経済を見舞っていた危機に誘発されて、この国の大部分、すなわち、北西部、南西部、及び(共有地に関しては)ブルターニュ地方において、危機的なものになっていたことが明白になった。

共有地や農村共同体的諸強制は、農村経済における平等主義的要素としては、貧弱な一時的な緩和剤にすぎなかつた。その経済的な真の重要性は、富裕な耕作者たちの経済力の維持にあった。その外延的な農業形態を前提する限り、彼ら富農たちの農業経営は、非耕作地(牧羊地、林地、等々)を犠牲にして常に益々拡大されていく耕地の増加がもたらす不利な諸結果の影響を、最高度に蒙った。これらの土地は、唯単に富裕な耕作者たちの農業に便宜を与えてい

22) 湯浅尅男著、『フランス土地近代化史論』、96ページ。

ただけでなく、彼ら富裕な耕作者たちに、社会を犠牲にして、費用なしに、蓄積を実現することを可能ならしめていたのである。……

農民たちの異った諸グループは、共有地制度を、常に必らずしも同じ角度から考察したわけではなかった。このことは、農村諸階級の内部での資本主義の発達の度合いに、これらの諸階級の闘争の度合いに、そして、何よりもまず領主に対する農民たちの闘争の度合いに、依存していた。やがて勃発することになった革命が、異った諸グループの農民たちの考え方に、種々の修正を、共有地制度の異った諸側面について種々の修正を、もたらしたことを指摘せねばならない。

富裕な農民たちの態度は、彼らが達成していた蓄積の度合いと、共有地の取得を目的とする闘争を導いていた諸力との相関関係に、依存していた。共有地が、常に益々面積を拡大する外延的な経営の中であって、依然としてなお1つの役割を演じ続けている場合には、この階層は一般に保守的であった。一方ではそれが分割される際の三分割 (trriage) への危惧が、他方ではその分割が平等主義を基礎にして行われることへの危惧が、保守主義を鞏固にした。富裕な農民の思想は農業経営に関しては常に進歩的であった、と一般には間違っていない。然しそれは、時と場所とに依存した。18世紀末のフランスでは、イギリスにおけるとは反対に、富裕な農民は、多くの地方で、危険な変化を怖れるあまりに、土地所有の封建的諸形態に固有の、収益的な諸権利 (des droits utiles) による経営の方を選んだ。……」²³⁾

要するに、ペトロフによると、富裕な農民

は、共有地が可能にしてくれる「費用なしの蓄積」を利用して資本家的経営者に成り上る為めというよりはむしろ、そうした恩恵を与えてくれる共有地を領主及び貧農という2つの階級から奪い取られることを怖れるの余りに、共同体的農業組織に伴う様々な不都合を我慢した、ということになる。「(共有地や農村共同体的諸強制の) 経済的な真の重要性は、富裕な耕作者たちの経済力の維持にあった」という個所にみる「維持」(conservation) という用語がそのことを最も良く教えるであろう。また、そうした富裕農民の「保守主義」(le conservatisme) は、「その外延的な農業形態を前提する限り」(étant donné leur agriculture extensive) においてであることが明示されている。かくして、湯浅氏の表現を真似ねて上記の内容をまとめれば、資本制生産様式の成立における共同体的諸規範の役割は二重であり、共同体は確かに資本主義にとっての揺籃の役割をある程度は果たすが、それはただ、「その外延的な農業形態を前提する限り」においてであり、この粗放な農業形態を克服する新しい農法が普及するに至るまでの期間においてにすぎない。

(十一)

わたしは、農民革命の成果としての共同体的農業組織の強化は、確かに一面では F. ゴーティエの強調するように、その家畜飼育の面での支持物を提供したという意味で大耕作者の経営の近代的農業経営への成長を助けたが、同時にそれは、ただ単にゴーティエの強調するような積極的な面においてのみ捉えられるべきではない、と考える。彼ら大耕作者はそれを「自分たちの利益を侵害」すると考えて制限しようと試みた、とゴーティエ自身が認めていたように、

23) Annales Historiques de la Révolution Française, 1938. pp. 459-460.

基本的にはやはり、それはフランス農業の近代化を阻害する役割を果たした筈である。このことは、かつては A. ソブール自身が、その論文「農村共同体の諸問題（18～19世紀）」で、力説したところであった。

「大革命以後、農村共同体の歩みは、事実、依然としてなお自然経済に執着している農民大衆と農業の資本家的変革の職人である土地所有者農民階層との間の、うとうとしく執拗な闘争によって特徴づけられた。けれども、農業生産が緩慢にはあるが資本家的経済の回路の中に組込まれた日から、農村共同体は有罪を宣告されていた。

小農民たちは、19世紀の過程でその後も長期にわたって、彼らの生存権とその保証とを構成するもの、すなわち、共有地及び圃場・荒蕪地・林地の慣習の利用権を防衛するために、一步一步闘った。刈跡地共同放牧権、落穂拾い権、及び二番草権に関連した混乱が、さらにまた、共有地の利用に結びついた混乱や森林に関する混乱が、そこから生じた。これらの闘争の意味は明白である。村落共同体は、後衛隊の戦闘という形で、資本家的経営方法の農業への滲透に反対した。1836～1838年に、下院は、既に有罪を宣告されていると思われた刈跡地共同放牧権と入会放牧権との廃止を規定した法案を準備した。然し、大部分の諸県は、慎重を重ねたやり方でしかこの廃止を実施に移すべきではないと要求した。提出された議論は常に同じである。すなわち、小農民は共同体的諸権利が彼らに得させてくれる生活の支えなしには暮して行くことが出来ない。……」²⁴⁾

24) Albert Soboul, Problèmes de la communauté rurale (XVIII^e-XIX^e siècles), dans "Problèmes paysans de la révolution 1789-1848", Paris, 1976. pp. 209-210.

「1848年の農業的騒擾は1851年頃まで続いたが、共同体の焔の最後の大規模な燃え上りであった。

利用権や共有地を自分たちの利益になるように押し曲げていた富裕な農民や農村名士たちに対抗して彼らの権利を保証してくれる伝統的共同体に執着した貧農たち。闘争は政治的自覚の取得を速めた。1851年のクーデタに際しての農民の抵抗の地図は、この点に関して教えるところが多い。それは、それに先立つ諸年次における農業的諸騒擾のそれと一致する。叛乱の諸地帯は、1851年には、村落共同体がその伝統的諸権利を荒々しく護り抜いた地方である、南東部、南西部、及び中部の諸地方であった。既に資本家的経済によって変革されていた北部地方の農村は、1848年にも、1851年にも、身動きしなかった。

これは然し、後衛の戦闘でしかない。若しも小農民階層が、その時以後、考慮されねばならない1つの政治的勢力を代表したとしても、それでもなおこの階段は、経済的及び社会的には、共有地や慣行的権利や共同の利益のための私的所有権の制限やの上に基礎をおいた伝統的な全体系と共に、有罪を宣告されていた。村落共同体の退化は、19世紀の後半期になると、その速度を早めて行った。」²⁵⁾

ただし私は、19世紀前半期のフランス農村における資本主義の発達を衆知のように緩慢ならしめた要因としては、このような共同体的農業組織の再強化を、ルフェーヴル程大きく評価するわけではない。私としては、そうした要因としては、むしろ、是永東彦氏がその論文「フランス19世紀農業革命における農法展開——パリ

25) Albert Soboul, Problèmes de la communauté... pp. 211-212.

盆地中央部 について——」(農法研究会編『農法展開の論理』, 御茶の水書房, 1975年刊所収)で展開されているイギリスとは異ったフランス農法の問題や, 遅塚忠窮氏の論文「地主制をめぐる諸問題」(柴田, 松浦編『近代イギリス史の再検討』, 御茶の水書房, 1972年刊所収)で取上げられている国際的な関係の考察の方が, より決定的であると考えている。然し, こうした問題, とりわけ農法のそれは, 私がこれまで主張してきたフランスにおける牧畜の遅れの問題と深く関係をもっており, 近く稿を改めて, 「再論・家畜と社会」と題する論文にまとめるつもりでいるので, ここでは, これ以上は触れないことにする。

(十二)

最後に, さきに第(四節)で見ておいた A. アドの見解, すなわち, 19世紀のフランス農業における資本主義発達の消極的諸側面は, 小農民階級がブルジョワ革命にむかって無理強いすることの出来たこと, すなわち農村共同体を永続させたことからよりもむしろ, 彼ら小農民階級が大土地所有の破壊と地代の消滅とを充分にむしり取り得なかったことに由来するとみる見解, 「フランスにおける資本主義のそれ以後の遅れは, したがって, 農民革命の不完全な性質に, 農民大衆がその《革命的な道》をトコトンまで追求し得なかったことに, 負わされねばならない」という見解との関連において, F. ゴーティエの見解をみておくことが必要であろう。

「農民階級はその全体として大地主に対して闘ったし, 土地の取戻しを基本的な関心としていた。不一致が現われたのは, 唯, このプログラムの実現の仕様の水準においてのみであっ

た。下層農民大衆のプログラムが最も急進的であった。封建的諸権利が買戻しの補償なしに廃絶されたのは, その関与のお蔭げであった。富裕な農民は, 彼等だけでは獲得することが出来なかったこの勝利の利益に与った。同様に, 共有地の取戻しは下層農民大衆の運動の成果であったし, 富裕な農民はその運動に加担した。けれども農民階級は, 国有財産の売却と共有地の分割に関しては分裂した。富裕な農民は, 土地の取得によって地主から自由になることを自分たちに可能にするという範囲内で, 国有財産の売却に満足した。それが, そうした地主たちに対する彼等の闘争についての, フランスでの彼らの解決であった。けれども, 農業法の胎児としての共有地分割運動は, それより遥かに急進的なプログラムの表現であった。土地の無償配分は, 土地独占一般についての最も深刻な批判を含んでいた。それというのも, それは, その純粋かつ単純明白な廃棄を予想していたからである。けれども, ピカルディ州における平等主義者たちの運動が, 農業法の適用の最初の分野として共有地を選んだということは, その固有の限界を示している。共有地が何の経済的機能も持たなかったなら分割運動は実現され得ただろうが, 経営者たちはその生産の為に現実にそれを必要としていたので, その消滅に反対した。土地の無償配分の適用の対象として共有地を選択したということは, 平等主義者たちの運動の臆病さを頭かにしているのであって, 彼ら平等主義者たちは, 彼らが本来それは自分たちの財産であると見做したこの種の土地に対してしか, 大部隊での攻撃をしかけることを敢えてしなかったのである。』²⁶⁾

かくして F. ゴーティエは, その土地無償配

26) F. Gautier, *ibid*, p. 208.

分の対象として共有地を選択するという「臆病さ」に顕かにされる下層農民大衆の平等主義の弱さが、「フランスにおける資本主義の発達之道に私生児的な性格を与えた」し、民主的な道の未完成な性格を示していると考えている。そ

して、彼のこのような見解は妥当であると見做されるべきであろう。この点こそは、同盟軍として強力な工業的無産労働者の大軍を擁していた20世紀初頭のロシア革命との、18世紀末のフランス革命のもつ最大の相異点であろう。